

大樹町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

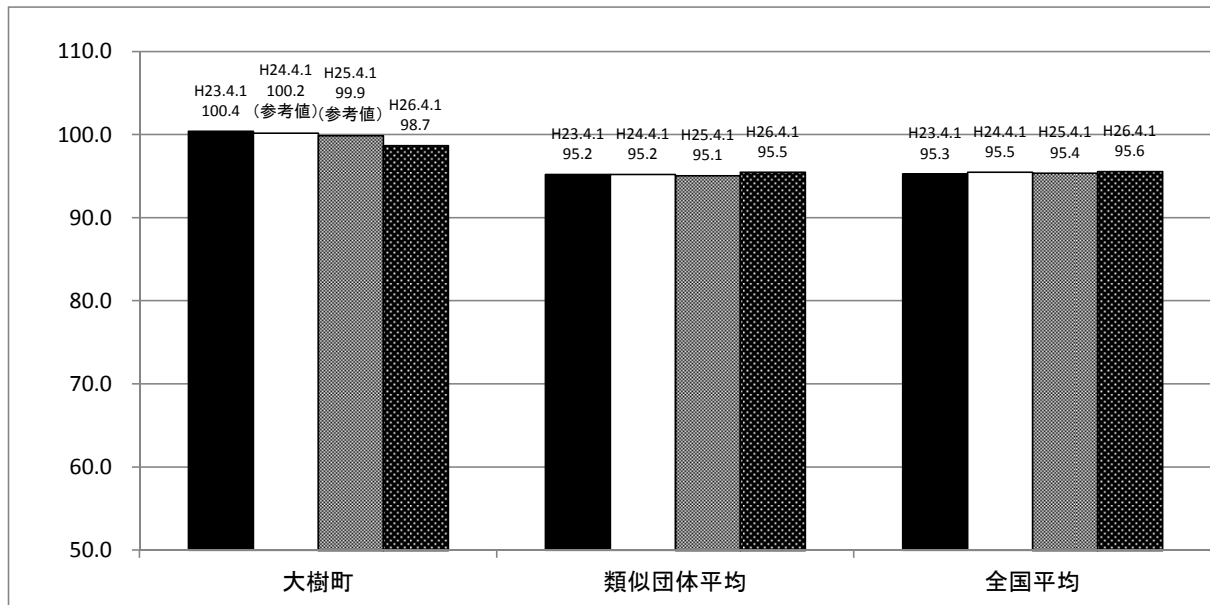
区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 5,916	千円 7,035,168	千円 280,501	千円 1,011,134	% 14.4	% 18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 101	千円 355,812	千円 65,929	千円 130,453	千円 552,194	千円 5,467	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

平成26年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 **人事委員会を設置していないため記載しておりません。**
 月例給

区分	人事委員会の勧告				改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
			()			-

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
						3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)
 平成26年4月1日
 (内容)
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3%引下げ。若年層については0.09%。高齢層については4%。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し **地域手当を支給していないため記載しておりません。**

実施内容

その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大樹町	41.0 歳	313,800 円	366,200 円	355,000 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	307,220 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

技能労務職

区分	公 務 員				民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
大樹町	58.8 歳	2 人	398,184 円	459,030 円	428,192 円	-	-	- 円	-
うち自動車運転手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
うち用務員	58.8 歳	2 人	398,184 円	459,030 円	428,192 円	用務員	54	199,300 円	2.30
うちその他	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
北海道	51.4 歳	328 人	334,453 円	367,302 円	356,891 円	-	-	- 円	-
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円	-	-	- 円	-
類似団体	50.5 歳	4 人	302,792 円	324,784 円	317,377 円	-	-	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
大樹町	-	-	-
うち自動車運転手	- 円	- 円	-
うち用務員	7,289,860 円	2,747,000 円	2.65
うちその他	- 円	- 円	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23~25年の3ヵ年平均)。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日)

区分		大樹町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,258 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,900 円	358,500 円	370,900 円	395,000 円
	高校卒	- 円	321,100 円	356,100 円	378,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

一般行政職経験年数10年高卒は該当者がいなく、前後2年以内の該当者もないため空欄とした。

一般行政職経験年数25年大卒は25年目は該当者がいないため大卒24年目職員を記載した。

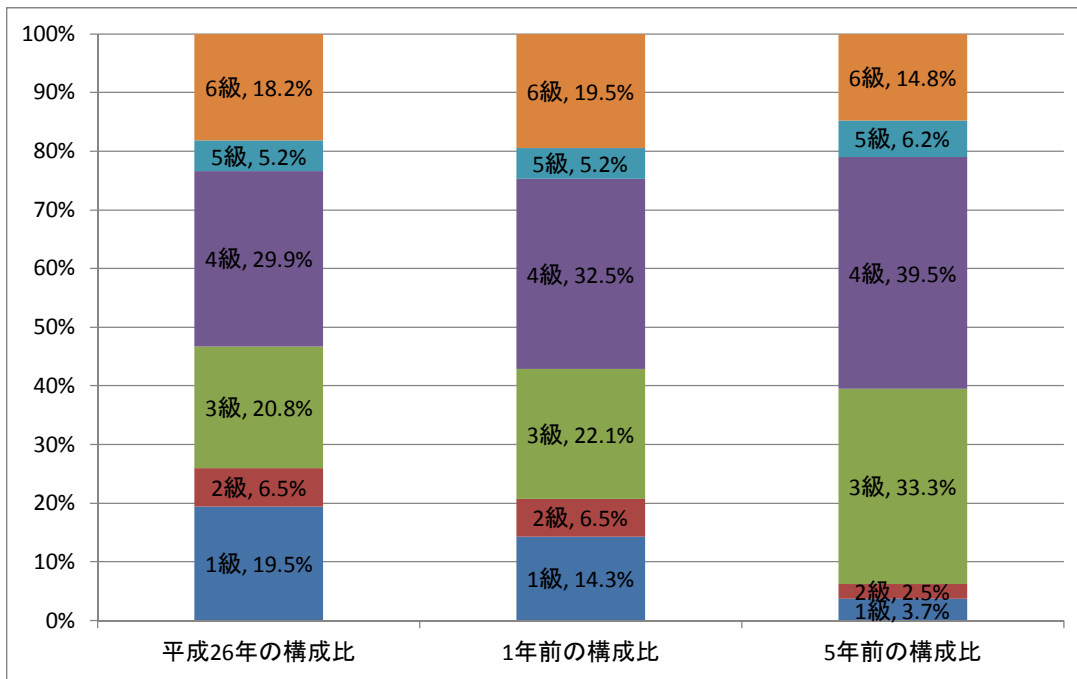
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 定型的な業務を行う職員の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	15 人	19.5 %	円 135,600	円 243,700
2 級	主任及びこれに相当する職員の職務	5 人	6.5 %	円 185,800	円 307,800
3 級	1 主査の職務 2 係長及び病院看護師長の職務	16 人	20.8 %	円 222,900	円 354,700
4 級	1 高度の知識を必要とする業務を行う主査の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う係長及び病院看護師長の職務	23 人	29.9 %	円 261,900	円 388,300
5 級	主幹の職務	4 人	5.2 %	円 289,200	円 400,600
6 級	課長、特別養護老人ホーム所長、デイサービスセンター所長、牧場長、下水終末処理場長、病院看護総師長、病院薬局長、病院放射線技師長、病院臨床検査技師長、病院理学療法士長、病院事務長、議会事務局長、農業委員会事務局長、図書館長及び給食センター所長の職務	14 人	18.2 %	円 320,600	円 422,600

(注) 1 大樹町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

実施していません。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大樹町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,392 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) [] 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

大樹町(全職員)			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,819千円	21,735千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当無し	%	人	%
	%	人	%

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在) 該当なし

支給実績(25年度決算)	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度)	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	%		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	378 千円
支給実績(25年度決算)	23,044 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	187 千円
支給実績(24年度決算)	27,595 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子 1人5,000円加算	同じ		9,724 千円	232 千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) 借家等 27,000円を限度に支給 持家 支給対象外	11,412 千円	181 千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		1,249 千円	69 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長等12% 主幹10%	異なる	国) 調整基本額×調整率	10,328 千円	544 千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		9,559 千円	94 千円
宿日直手当	1回4,200円	同じ		1,512 千円	756 千円
特地勤務手当	交通その他生活に著しく不便な地に所在する事務所又は事業所等に在勤する職員に支給 給料及び扶養手当の合計月額×3%	異なる	俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。	302 千円	151 千円

6 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	
給料	町 長	684,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 363,200 円
	副 町 長	577,000 円	670,100 円 / 365,000 円
報酬	議 長	270,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 員	215,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議 員	175,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町 副 議 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	議 副 議 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額 684,000 × 20.504	(1期の手当額) 1,402 万円 (支給時期) 任期满了時(4年)
	副 町 長	給料月額 577,000 × 12.936	746 万円 任期满了時(4年)
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の〔 〕内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手の見込額である。

7 職員数の状況

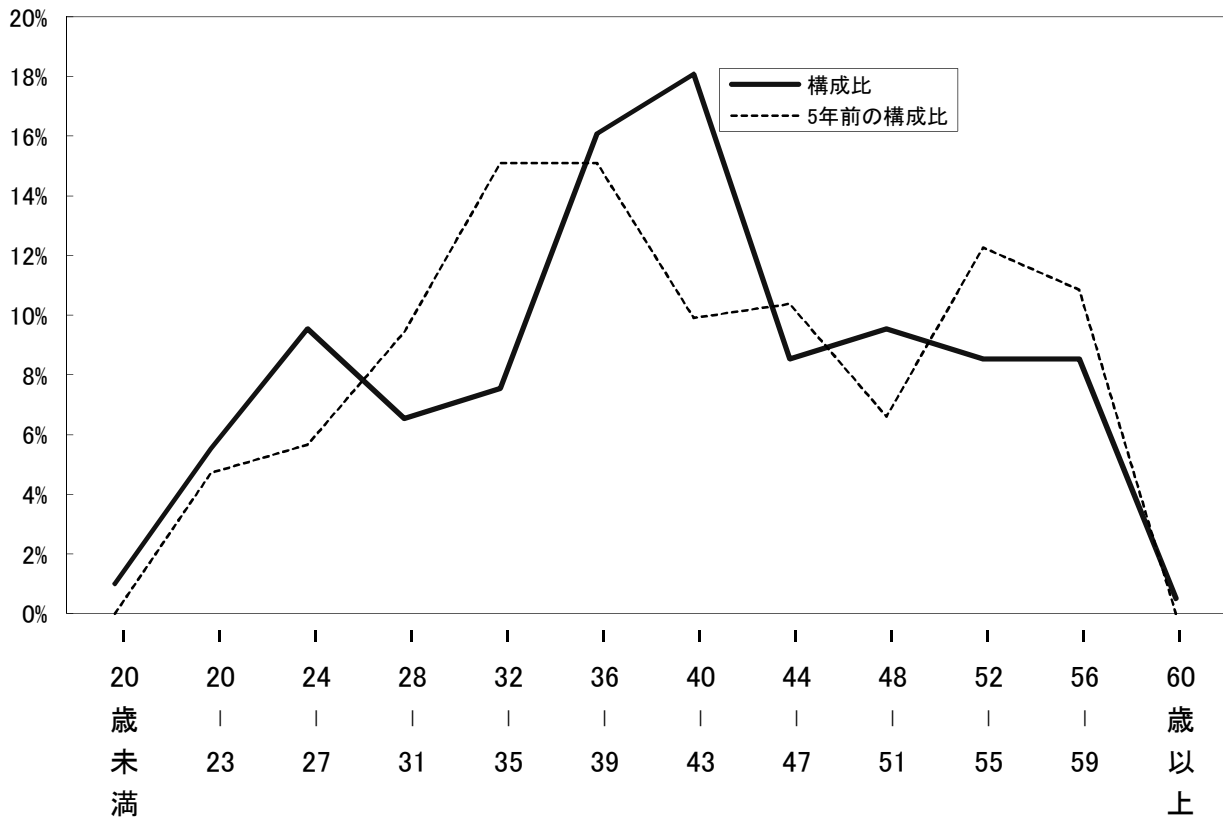
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務	23	24	1	業務量の増加に伴う人員増
	税務	6	5	1	短時間再任用職員で対応
	民生	21	23	2	業務量の増加に伴う人員増
	衛生	10	10		
	労働	1	1		
	農林水産	14	14		
	商工	2	2		
	土木	6	6		
	計	86	88	2	参考 人口1万人当たり職員数 148.75人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.99人)
	教育部門	16	14	2	短時間再任用職員で対応
消防部門	0	0			
小計	102	102		参考 人口1万人当たり職員数 172.41人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.64人)	
公営企業等	病院	57	55	2	欠員不補充
	水道	4	4		
	下水道	2	2		
	その他	37	37		
	小計	100	98	2	
合計	202 [202]	200 [202]	2	参考 人口1万人当たり職員数 338.06人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である(病院職員を含まない)。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	19人	13人	15人	32人	36人	17人	19人	17人	17人	1人	199人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		88	86	86	87	86	88	0 (0.0 %)
教育		17	17	15	15	16	14	▲ 3 (▲ 17.6 %)
消防								(%)
普通会計計		105	103	101	102	102	102	▲ 3 (▲ 2.9 %)
公営企業等会計計		108	103	103	101	100	98	▲ 10 (▲ 9.3 %)
総合計		213	206	204	203	202	200	▲ 13 (▲ 6.1 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)24年度の総費用 に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	396,525	21,735	18,605	4.7	7.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	3	11,553	1,682	4,211	17,446	5,815	6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

該当なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町	42.3 歳	320,917 円	484,611 円
市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町	大樹町(全職員)												
1人当たり平均支給額(25年度) 1,404 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,392 千円												
(平成25年度支給割合)	(平成25年度支給割合)												
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>[1.45] 月分</td> <td>[0.65] 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	[1.45] 月分	[0.65] 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>[1.45] 月分</td> <td>[0.65] 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	[1.45] 月分	[0.65] 月分
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
[1.45] 月分	[0.65] 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
[1.45] 月分	[0.65] 月分												
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)												
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%												

(注) [] 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	1,819千円	21,735千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）※該当なし

支給実績（25年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	0%		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	66千円
支給実績（25年度決算）	198千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	94千円
支給実績（24年度決算）	280千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		450 千円	150 千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	同じ		540 千円	180 千円
通勤手当	・ 交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・ 自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		24 千円	24 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長等12% 主幹10%	同じ		583 千円	583 千円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に 在勤する職員に支給 ・ 世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・ その他の職員 月額10,340円	同じ		337 千円	112 千円

(2) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 B/A %	(参考) 24年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
25年度	956,934	51,367	567,138	59.3	62.5

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 病院事業平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	61	260,993	57,511	87,811	406,315	6,661	6,718

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

該当なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町	全体	42.0 歳	347,991 円	541,753 円
	うち医師	42.7 歳	1,290,326 円	2,377,256 円
	うち看護師	41.1 歳	315,206 円	468,005 円
	うち事務職員	46.3 歳	338,750 円	511,208 円
市町村平均	全体	40.3 歳	320,356 円	558,020 円
	うち医師	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
	うち看護師	38.7 歳	283,693 円	449,098 円
	うち事務職員	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町		大樹町(全職員)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,440 千円		1,392 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
[1.45] 月分	[0.65] 月分	[1.45] 月分	[0.65] 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) [] 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	1,819千円	21,735千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）※該当なし

支給実績（25年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	0%		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	88千円
支給実績（25年度決算）	4,690千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	86千円
支給実績（24年度決算）	4,275千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		5,749 千円	198 千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	同じ		4,492 千円	180 千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		2,095 千円	110 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 病院長15% 課長等12% 主幹10%	異なる	病院長分の支給率が相違	9,835 千円	984 千円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日 に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		5,440 千円	88 千円
宿日直手当	1回4,200円 病院の宿日直勤務については、特殊性 を考慮し、下記の宿日直手当加算額を 加算する。 医師：宿直25,800円 日直25,800円 看護師：宿直2,100円 日直2,100円 介護士：宿直800円 日直800円	異なる	加算額の有無	1,591 千円	43 千円
研究手当	学術研究を行う医師に対して支給する 月350,000円	異なる	一般行政職には無い手当	15,050 千円	3,010 千円